

## 東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年が経過し、被災地では復旧・復興に向けて、今なお懸命な努力が続けられているが、その大きな障害になっているのが膨大ながれきの処理である。

被災地においては、既存の焼却施設などを最大限活用し処理を進めているが、処理能力の不足により思うように進んでいない状況にある。

こうした中であって、秋田県では平成24年2月7日に隣県の岩手県と災害廃棄物の処理に関する基本協定を締結し、県内市町村等に対して、岩手県沿岸北部4市町村の可燃系混合廃棄物の早期受け入れを求めている。

本市で受け入れるにあたっては、焼却施設の改修工事を待たなければならず、実際の受け入れは本年9月以降になると見込まれているが、被災地の早期復興を考えれば、より一層の迅速性が求められている。

被災地が復旧・復興に向けて日々全力で立ち向かっている中で、本市としても施設の修繕を速やかに終了させ、隣県としての責任において、被災地の早期の復旧・復興に積極的に協力を行っていくべきである。

よって、本市議会は、国が示している「災害廃棄物の広域処理に関するガイドライン」に基づき、がれきに含まれる放射性物質等の安全性を確認し、市民・地域住民への十分な説明責任を果たした上で、早期にがれきを受け入れるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年3月19日

横手市議会